

指定給水装置工事事業者のみなさまへ



上天草市水道局より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者制度は 令和元年10月1日より 5年ごとの更新制が導入されます

● **令和元年10月1日より**「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。有効期間が従来の無期限から**5年間**となり、**指定の更新がされない場合は失効となります。**
※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新の申請期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	〃 ～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	〃 ～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	〃 ～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	〃 ～令和6年9月29日の5年間

初回の更新の申請期間については、手続きの平準化のため、複数回に分散して実施する予定です。**更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛には、別途ダイレクトメールにてお知らせいたします。**※なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

● 指定更新の要件は**新規申請と同じ3項目**

※水道法第25条の3(指定の基準)を準用

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された結核要件に該当しない者

● 更新申請に必要な書類

※水道法第25条の2を準用

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

◎ 指定更新申請時に4項目の確認を行います

※水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎ 4項目確認資料

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能の資格の有無



◇更新申請についてのお問合せは
上天草市水道局 庶務係 0969-28-3369